第13回長浜市歴史まちづくり協議会 要点録

〇日 時 平成29年1月30日(月)15:00~16:45

○場 所 長浜市役所 西館 3 階 3 − B コミュニティルーム

〇出席者 奥貫隆、吉見靜子、小川敬子、中島誠一、吉井茂人、太田喜之、 鹿野央、西嶌照毅、米澤辰雄、今井克美(敬称略)

〇欠席者 大場修、岡絵理子、桐山惠行、北川雅英(敬称略)

〇傍聴人 1人

〇配付資料 ・次第

・資料1:認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所 一覧

・資料2:認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所 新旧対照表

·資料3:変更後長浜市歴史的風致維持向上計画(案)

・資料4:平成28年度進行管理・評価シート(案)

・参考資料1:長浜市歴史まちづくり協議会委員名簿

・参考資料2:長浜市歴史まちづくり協議会規則

・参考資料3:長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関す る要綱

〇会議録

1 あいさつ

·都市建設部中川次長(省略)

2 長浜市歴史的風致維持向上計画の変更について

(事務局)

・資料1~資料3に基づき説明

(会長)

・文化財行政担当部局の組織改編の経緯について説明を求める。

(事務局)

・歴史文化を核としたまちづくりを進めていくために、平成28年4月に組織機構を改革 し、教育委員会の文化部門に係る事務を市長部局に委任し、補助執行させることとなっ た。市長部局に設置した歴史遺産課で文化財、博物館、歴史まちづくり、日本遺産等に 係る事務を所管している。

(委員)

・進行管理・評価シート p.6 の町家等の改修について、何をよりどころにして改修しているのか。元の町家の形に戻しているのか。

(委員)

・元の町家と全く同じに改修するものではないが、その地域に合った瓦、格子窓等を用い、 街並みに調和するよう店舗等として町家を活用するためにファサード整備等を行ってい る。

(事務局)

- ・商工振興課が担当している事業で、商業観光振興のために、町家の住宅や店舗等を改修する際に補助金を交付するものである。景観計画で特定景観形成重点区域に指定している通り等が対象区域になっており、景観形成基準に配慮した形で改修する必要がある。 (委員)
- ・計画 p.9 の長浜市の面積がなぜ増加したのか。

(事務局)

・国土地理院が公表している面積が変わり、それを反映させた。

(委員)

・計画 p.121 の中心市街地活性化基本計画について、今年度中に軽微な変更が予定されているのではないか。

(事務局)

- ・担当部署と調整し、今年度の軽微変更の前に変更される場合、記載を変更する。
- ・p.122 の基本構想についても変更が予定されているため、担当課と調整の上、必要があれば記載を変更する。

(委員)

・計画 p.31 について、県外転出した文化財はどのようなものか。

(事務局)

・京都国立博物館に寄託されていた太刀が買い上げられることになり、所在地が市外になったため、文化財件数が減少した。

3 長浜市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について

(事務局)

・資料4に基づき説明

(委員)

- ・進行管理・評価シート p.9 の三役修行塾の内容について、修正を求める。「義太夫に加え振付部門を開講」ではなく、「太夫、三味線に加え振付部門を開講」である。 (事務局)
- ・そのように修正する。また、塾生数の説明についても同様に修正する。

(委員)

- ・進行管理・評価シート p.25 のアンケートについて、前年度の結果はあるか。 (事務局)
- ・前年度と比較し、ポイントは上がったが、順位は 1 位から 2 位に下がった。 (委員)
- ・継続的に調査を実施しているのであれば、結果の推移について考慮した上、必要な対策 等を検討するべきではないか。

(事務局)

- ・昨年度のアンケート結果との比較等についても記載することにする。
- (会長)
- ・計画について事務局独自の市民に対するアンケート等を実施する予定はあるか。 (事務局)
- ・予算の都合上、すぐに実施することはできないが、検討する。

(会長)

- ・これまでの歴史文化を生かしたまちづくりの成果を発信していくためにも、計画の推進 が市民にどのように認識されているのか、客観的な調査が行えるとよいのではないか。 (委員)
- ・歴史文化基本構想を平成 29 年度から 3 か年かけて策定する予定である。歴史的風致維持向上計画と関係が深いと思うが、策定に当たって、市民を対象にした調査を行う予定なので、庁内で連携をとっていきたい。

(委員)

・市民に計画の取組が、歴史・伝統のあるまちという長浜の良さにつながっていることを うまく PR していけるとよいと思う。平成 30 年度に計画認定から 10 年目を迎えるが、 そういった節目等に、計画のハード事業とソフト事業に一体的に取り組んできたことに よる成果を報告できるよう調査等を行ってもらいたい。

(委員)

・計画 p.51 の旧河路家住宅の壁の赤色の由来はなにか。改修されてこのような色になったのか。

(委員)

・黒壁ガラス館からレストランに改修された際にこの色に変わった。秀吉や安土桃山時代 から着想を得たデザインであるらしい。

(会長)

・景観計画の景観形成重点区域に指定されている地域であるため、色彩等は景観形成基準 におさまっているとは思うが、景観形成基準が万能というわけではない。

(委員)

- ・壁の色が街なみに調和していないように感じるが、市内の重要な伝統的建築等を改修する際に、その行為の内容をチェックする組織等はあるか。他市では外部に委員会を設けた事例もある。
- ・建築物自体の良さを残した改修を行っていってもらいたい。

(委員)

・町家等の改修事業において、伝統的街並み景観形成事業の補助金を交付する際には、市 の附属機関の審査会に付議することとなっている。

(事務局)

・建物の形態意匠や色彩については、景観法に基づく届出時や、届出に係る事前相談時以外にチェックするような機会はないかと思う。届出行為については、景観形成重点区域の景観形成基準の制限に適合していれば、行為に着手することができる。

(会長)

・建築物の用途変更のために改修を行うような場合に、建築物の重要度によっては、改修 内容について、別途指導するような機会を設けられないか。

(事務局)

・景観形成基準に適合している行為にそれ以上の配慮を求めることは難しい。なるべく周辺の景観に配慮していただくようお願いはしている。

(委員)

・現在は連子格子もなくなっているため、計画 p.51 の旧河路家住宅の記述について修正が 必要である。

(事務局)

・記載内容の修正を行う。

4 閉会挨拶

·都市建設部中川次長(省略)